

仙台市生活困窮者就労訓練事業の認定に関する要綱

(平成 27 年 10 月 27 日健康福祉局長決裁)

(目的)

第 1 条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 16 条第 1 項に規定する生活困窮者就労訓練事業（以下「就労訓練事業」という。）の認定に関し、法、生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号。以下「規則」という。）及び生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル（平成 27 年 3 月 27 日付け社援発 0327 第 2 号厚生労働省社会・援護局長通知）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(申請書の提出部数)

第 2 条 就業訓練事業の認定を受けようとする者（次条において「申請者」という。）が市長に提出する規則第 20 条第 2 項に規定する申請書及び添付書類の提出部数は、事業所ごとに 2 部（正本 1 部及び副本 1 部）とする。

(認定通知等)

第 3 条 市長は、法第 16 条第 2 項に基づき就労訓練事業の認定を行う場合には、生活困窮者就労訓練事業認定通知書（様式 2）により申請者に通知するものとし、認定をしない場合には、生活困窮者就労訓練事業不認定通知書（様式 3）により申請者に通知するものとする。

(変更届)

第 4 条 前条の認定を受けた者（以下「認定就労訓練事業者」という。）は、規則第 22 条第 1 号又は第 3 号から第 5 号までに掲げる事項について変更があった場合には、速やかに認定生活困窮者就労訓練事業変更届（様式 4）を市長に提出しなければならない。

2 認定就労訓練事業者は、規則第 22 条第 2 号に掲げる事項について変更をしようとする場合にはあらかじめ認定生活困窮者就労訓練事業変更届（様式 5）を市長に提出しなければならない。

(廃止届)

第 5 条 認定就労訓練事業者は、就労訓練事業を行わなくなったときは、認定生活困窮者就労訓練事業廃止届（様式 6）を市長に提出しなければならない。

(報告徴収書)

第 6 条 市長は、法第 21 条第 2 項の規定により認定就労訓練事業者又は就労訓練事業を行っていた者に対し報告を求める場合には、報告徴収書（様式 7）により報告を求めるものとする。

(認定の取消)

第7条 市長は、法第16条第3項の規定により就労訓練事業の認定を取り消したときは、生活困窮者就労訓練事業認定取消通知書（様式8）により通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年10月27日から実施する。

附 則（平成30年12月27日改正）

この改正は、平成30年12月27日から実施する。

附 則（令和4年6月16日改正）

この改正は、令和4年6月16日から実施する。

附 則（令和8年2月24日改正）

この改正は、令和8年2月24日から実施する。